

申告書作成時に必要な書類（領収書や証明書は令和5年中のもの）

	項 目	添付又は提示すべき書類	郵送時
収入が わかる書類	☐ 給与収入があるかた	源泉徴収票（原本又は写し）……勤務先が発行	添付が必要
	☐ 年金収入があるかた	源泉徴収票（原本又は写し）……日本年金機構などの年金支払者が発行	
	☐ 事業（営業、農業など）収入、 不動産収入があるかた	収入や必要経費がわかる帳簿、領収書等、支払調書をもとに申告書に記載してください。	添付不要
所得控除 する金額 がわかる 書類	☐ 社会保険料控除	国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の所得控除資料 国民年金保険料控除証明書（原本）又は領収書（原本） ※口座振替や年金から特別徴収された保険税（料）は、差し引かれた 本人以外の社会保険料控除として申告することはできません。	国民年金 保険料の 場合は 添付が必要
	☐ 生命保険料控除	生命保険料の控除証明書（原本）	原本の添付 が必要
	☐ 地震保険料控除	地震保険料の控除証明書（原本）	
	☐ 雑損控除	損害額や受け取った保険金がある書類等をもとに申告書に記載してください。	添付不要
	☐ 医療費控除	記入済の「医療費控除の明細書」 医療費通知（原本）……医療費控除の明細書の「1 医療費通知に記載 された事項」に記入したもの	添付が必要
	☐ セルフメディケーション税制 （医療費控除の特例）	記入済の「セルフメディケーション税制の明細書」及び健康保持増進への 取組を明らかにする書類（勤務先で実施する定期健康診断の結果等）	
	※ セルフメディケーション税制は医療費控除の特例であり、通常の医療費控除との選択適用となります。 そのため、いずれか一方を選択して適用することになります。		
	☐ 勤労学生控除	学生証又は在学証明書	写しの添付
	☐ 障害者控除	障害者手帳、認定書等	
	☐ 扶養控除 （対象者が国外居住親族の場合のみ）	「親族関係書類」、「留学ビザ等書類」及び「送金関係書類」 又は「38万円送金書類」 ※「38万円送金書類」とは、送金関係書類のうちあなたから国外居住者で ある親族各人へのその年における支払金額が38万円以上であることを明 らかにする書類です。	写しの添付
	☐ 配偶者（特別）控除 （対象者が国外居住親族の場合のみ）		
	☐ 寄附金控除	寄附金の受領証（原本）等	添付が必要
その他	☐ 令和6年度（令和5年分）市民税・県民税申告書		提出が必要
	☐ マイナンバー（個人番号）確認書類、身元確認書類（免許証、保険証など）		写しの添付

スマートフォンやパソコンで市民税・県民税の試算と申告書の作成ができます

スマートフォン・パソコンを使って、給与所得や年金所得の源泉徴収票等の内容（収入金額や所得控除等）を入力することで、ご自身の市民税・県民税の試算や、市民税・県民税の申告書を作成することができます。
入力後はダウンロードした申告書に住所・氏名等を入力し、印刷するか、印刷後に書き添えることで申告書を作成できます。
また、作成した申告書は三郷市財務部市民税課市民税係に郵送等で提出することができます。
詳しくは市ホームページをご覧ください。

住民税額シミュレーションシステム
<https://www.city.misato.lg.jp/soshiki/zaimu/shiminzei/4/836.html>



市民税・県民税の計算方法



※ 分離課税の所得がある場合は、計算方法が異なります。

問合せ 三郷市 財務部 市民税課 市民税係 TEL 048-930-7706（直通）

令和6年度 市民税・県民税申告の手引き

令和6年1月1日現在、三郷市にお住まいのかたで、令和5年度市民税・県民税申告書を提出されたかたを対象に送らせていただいています。申告書の提出について下記項目を確認し、申告が必要なかたは同封の返信用封筒で三郷市財務部市民税課市民税係までご提出ください。

市民税・県民税申告書の提出が必要なかた

1 令和5年中（1月1日～12月31日）の収入状況について次に該当するかたのうち、所得税の確定申告を必要としないかた

- （1） 営業等、農業、不動産等の収入があるかた
- （2） 給与収入者（アルバイト・パート収入も含む）又は年金の受給者で次のいずれかに該当するかた

- ア 給与収入・年金収入のほかに収入があるかた
（給与・年金以外の所得が20万円以下で、確定申告が不要なかたも市民税・県民税の申告は必要です）
- イ 医療費控除、国民健康保険税の社会保険料控除、扶養控除等の所得控除を追加するかた

2 令和5年中（1月1日～12月31日）に収入がなかったかた、又は非課税所得のみのかたで、次に該当するかた

- （1） 非課税証明書が必要なかた
- （2） 行政サービス等で所得情報が必要なかた
（例） ・障がい福祉の制度（自立支援医療等）
・高額療養費や限度額認定証の判定
・国民健康保険税、介護保険料など社会保険料の算定
・保育料など負担金の算定
・児童手当、就学援助費など給付金の支給判定

※ 収入がなかったかたの記載例

住所・氏名・生年月日を記入の上、申告書表面「2 所得金額」の欄にある②合計の欄に0と記入してください。
障害年金や遺族年金といった、非課税所得の場合も、0と記入してください。

（収入がなかったかたの記載例）

表面

市 民 税 ①	
県 民 税 ②	
均 等 割 ③	
合 計 ④	
所得金額	
1 給与・年金等の収入金額	
2 所得金額	
3 所得金額	
4 所得金額	
5 所得金額	
6 所得金額	
7 所得金額	
8 所得金額	
9 所得金額	
10 所得金額	
11 所得金額	
12 所得金額	
合計	0

申告書の提出が必要ないかた

1 令和5年中（1月1日～12月31日）の収入状況について次に該当するかたのうち、所得税の追加をしないかた

- （1） 給与所得のみのかた （原則、勤務先から給与支払報告書が市に提出されるため）
- （2） 公的年金所得のみのかた （日本年金機構等から、年金支払報告書が市に提出されるため）
- （3） 所得税の確定申告をしたかた （税務署から確定申告書が供覧されるため）

2 令和5年中（1月1日～12月31日）に収入がなかったかた、又は非課税所得のみのかた

（上記「市民税・県民税の申告が必要なかた」2に当てはまる場合は申告が必要です）

市民税・県民税の非課税範囲

均等割・所得割がからないかた

- 令和6年1月1日現在生活保護法による生活扶助を受けているかた
- 前年中の合計所得金額が135万円以下で、令和6年1月1日現在、障がい者、未成年者、寡婦又はひとり親のかた
- 前年中の合計所得金額が次の金額以下のかた

- （1） 扶養親族がいない場合 41万5千円
- （2） 扶養親族がいる場合（扶養親族には16歳未満の扶養親族を含む）
31万5千円 × （扶養人数 + 1） + 18万9千円 + 10万円

市民税・県民税申告書の提出について

1 申告期限

令和6年3月15日までに申告書のご提出をお願いいたします。

期限後に申告された場合、納税通知書の発送及び課税（所得）証明書・非課税証明書の発行が遅れる場合があります。

2 提出方法

申告書の提出は原則郵送でお願いします。

同封の返信用封筒をご利用いただき、添付資料を添付台紙に貼付して郵送してください。

郵送が難しいかたについては、窓口でも申告書を受け付けております。市役所本庁舎1階の9番市民税課窓口へ提出してください。

開庁時間 午前8時30分～午後5時15分（窓口での受け付けは平日のみになります）

2月16日（金）～3月15日（金）の期間は三郷市の申告相談会場での提出をお願いします。

※申告相談会場の日程等については、当市のホームページや広報みさと等で確認してください。

2 「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」

所得控除(所得から差し引かれる金額)は、前年1年間のあなたの支払った額により計算します。また、扶養控除や障害者控除等の人的な控除は、1月23日現在により判定します。

社会保険料 前年中に本人や生計を一にする親族のために支払った国民健康保険、国民年金、介護保険等がある場合、

小規模企業共済等掛金 前年中に小規模企業共済制度、確定拠出年金法及び心身障害者扶養共済制度に基づく掛金を支払った場合、

	支払保険料の金額	生命保険料の控除額
①新生命保険料	12,000円以下	支払保険料の金額
②介護医療保険料	12,000円～	支払保険料の金額×1/2+6,000円
③新個人年金保険料	32,000円	
(H24.1.1以降の保険契約が対象)	32,000円～	支払保険料の金額×1/4+14,000円
	56,000円	
	56,000円以上	28,000円(控除限度額)
④旧生命保険料	15,000円以下	支払保険料の金額
⑤旧個人年金保険料	40,000円	
(H23.12.31以前の保険契約が対象)	40,000円～	支払保険料の金額×1/2+7,500円
	70,000円	
	70,000円以上	35,000円(控除限度額)
適用限度額	新契約・旧契約それぞれにより求めた金額の合計	
(最高70,000円)		

※①と②又は④と⑤を併用して適用する場合は、28,000円が控除限度額になります。
※①(④)×②+③(⑤)の合計が70,000円を超える場合は、70,000円が生命保険料控除額になります。

	支払保険料の金額	地震保険料の控除額
①地震保険料だけの場合	50,000円以下	支払保険料の金額×1/2
	50,000円以上	25,000円(控除限度額)
②旧長期の損害保険料だけの場合(平成16年12月31日までに契約したものに限る)	5,000円以下	支払保険料の金額
	5,000円～	支払保険料の金額×1/2+2,500円
	15,000円	
	15,000円以上	10,000円(控除限度額)
③両方ある場合	地震保険料について①により	地震長期の損害保険料について②により求めた金額
(最高25,000円)	求めた金額	+
※旧長期の損害保険料は、満期返戻金有りで保険期間が10年以上の保険料		

	控除額
ひとり親	30万円
専任	26万円

学生、生徒で、自己の勤労に基づいて得た給与所得等がある者のうち、合計所得金額が75万円以下であり、かつ、給与所得等以外の所得が10万円以下の人、
控除額=26万円

あなたや同一生計配偶者、扶養親族のうち次の手帳等を受け付けている場合など(前年の12月31日までに、交付、認定等を受けている必要があります。)

	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者手帳	戦傷病者手帳	療育認定対象者
特別障害者	1級・2級	Ⅱ-A	1級	特別1級・2級	介護保険法で認定された障害者
特別障害者	3級以下	Ⅱ-B	2級・3級	第4級以下	が交付されます。

※16歳未満の扶養親族についても障害者控除が適用されますので、対象の人がいる場合は記載してください。控除額=30万円(特別) 53万円(戦傷特別) 26万円(その他)

配偶者控除 前年の合計所得金額が48万円以下の生計を一にする配偶者を有し、かつ本人の合計所得金額が1,000万円以下である人
※本人の合計所得金額が1,000万円を超える人でも、同一生計配偶者(配偶者の所得が48万円以下)を有する場合は記入してください(配偶者控除の適用はありません。)

配偶者特別控除 前年の合計所得金額が48万円を超え133万円以下の配偶者を有し、かつ本人の合計所得金額が1,000万円以下である人

配偶者の合計所得金額	納税者本人の合計所得金額(繰上控除あり)	
	900万円以下	900万円以下
～480,000円	330,000円	220,000円
480,001円～1,000,000円	330,000円	220,000円
1,000,001円～1,050,000円	310,000円	210,000円
1,050,001円～1,100,000円	290,000円	190,000円
1,100,001円～1,150,000円	210,000円	140,000円
1,150,001円～1,200,000円	160,000円	110,000円
1,200,001円～1,250,000円	110,000円	60,000円
1,250,001円～1,300,000円	60,000円	40,000円
1,300,001円～1,330,000円	30,000円	20,000円
1,330,001円～	0円	0円

区分	対象者の年齢	控除額
一般の扶養対象扶養親族	昭和29年1月2日～平成13年1月1日生まれ	33万円
特定扶養親族	平成17年1月2日～平成20年1月1日生まれ	45万円
老人扶養(児童を養育する者)	昭和29年1月1日以降本生	38万円
老人扶養(児童を養育する者)	昭和29年1月1日以降本生	45万円

●16歳未満の扶養親族とは、平成20年1月2日以前に生まれた人(控除計算対象外ですが、市民税・県民税の計算の際に必要となるため、対象の人がいる場合は記載してください。)

令和6年度(令和5年分) 市 民 税 申 告 書

住所 三郷市花和田648番地1
三郷市花和田648番地1
氏名 三郷 太郎
生年月日 昭和30年6月21日
性別 男
年齢 35歳
職業 会社員
収入 1,111,111円
支出 1,111,111円
所得 0円

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

国民健康保険 292,700円
国民年金 179,750円
介護保険 133,032円
合計 605,482円

社会保険料控除 605,482円
生命保険料控除 84,000円
地震保険料控除 30,000円
合計 719,482円

所得 1,111,111円
所得控除 719,482円
所得 391,629円

基礎控除 43万円
所得 348,629円

住民税 348,629円

裏面にも記載する場合がありますから注意してください。

基礎控除	合計所得金額	基礎控除額
	2,400万円以下	43万円
	2,400万円超 2,450万円以下	29万円
	2,450万円超 2,500万円以下	15万円
	2,500万円超	適用なし

※「合計所得金額」とは、「総所得金額の合計」と「分離課税の各所得金額(譲渡は特別控除前の額)」の合計額をいいます。

申告書の書き方

1 「1 収入金額」及び「2 所得金額」

収入等	収入等	収入等
給与等	2,500,000円	
不労所得	400,000円	
配当	1,200,000円	
公的年金等	2,200,000円	
雑所得	1,000,000円	
所得	300,000円	
所得	550,000円	
所得	1,100,000円	
所得	605,482円	
所得	63,000円	
所得	15,000円	
所得	530,000円	
所得	310,000円	
所得	1,160,000円	
所得	430,000円	
所得	3,113,482円	
所得	40,000円	
所得	3,153,482円	

給与等の収入金額	給与所得の金額
1円～550,999円	0円
551,000円～1,618,999円	収入金額-550,000円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円～1,799,999円	(収入金額-4,000)×2,400+100,000円
1,800,000円～3,599,999円	(収入金額-4,000)×2,800-80,000円
3,600,000円～6,599,999円	(収入金額+4,000)×3,200-440,000円
6,600,000円～8,499,999円	収入金額×0.9-1,100,000円
8,500,000円以上	収入金額-1,960,000円

例 給与収入が4,850,000円の場合
4,850,000円×4,000=1,212,500円⇒小数点以下切り捨て →1,212円
1,212円×3,200-440,000円=3,438,400円(給与所得控除後の金額)

※所得金額調整控除(前年適用で最高25万円)
1 給与収入850万円超で次の①から②のいずれかに該当する人
①23歳未満の扶養親族を有する
②本人が特別障害者である
③特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する
給与収入(1,000万円超は1,000万円)から850万円を引いた額の10%(最高15万円)を給与所得から控除する。

2 給与所得と年金所得の両方があり、その合計額が10万円を超える人
給与所得(10万円を超える場合は10万円)及び年金所得(10万円を超える場合は10万円)の合計額から10万円を控除した額(最高10万円)を給与所得から控除する。

※所得控除がない場合は、申告書裏面6の給与収入の内訳に収入金額など必要事項を記入してください。

他のいずれにも該当しない所得で、次の①と②を合計します。

年金受給者の年齢	公的年金収入金額	公的年金に課税される所得以外の合計所得金額
		1,000万円以下
		1,000万円を超え2,000万円以下
		2,000万円超
65歳以上	3,300,000円未満	収入-1,100,000円
昭和34年1月1日以前生まれ	3,300,000円～4,099,999円	収入×0.75-275,000円
	4,100,000円～7,699,999円	収入×0.85-685,000円
	7,700,000円～9,999,999円	収入×0.95-1,455,000円
	10,000,000円以上	収入-1,965,000円
65歳未満	1,300,000円未満	収入-600,000円
昭和34年1月2日以後生まれ	1,300,000円～4,099,999円	収入×0.75-175,000円
	4,100,000円～7,699,999円	収入×0.85-585,000円
	7,700,000円～9,999,999円	収入×0.95-1,355,000円
	10,000,000円以上	収入-1,855,000円

⑦その他(遺族料、講演料や謝金、互助年金、生命保険契約に基づく年金など(申告書裏面9に必要事項を記入してください。))

総合課税 機械やゴルフ会員権、船舶、貴金属などの資産の譲渡から生ずる所得(申告書裏面10に必要事項を記入してください。)なお、土地、建物等の譲渡所得や株式等の譲渡所得による所得は、別途分離課税の申告書への記入が必要になります。

一時 生命保険、損害保険金の満期返戻金や賞金などの一時的な所得(申告書裏面10に必要事項を記入してください。)

一時 収入金額-必要経費-特別控除額(最大50万円)×1/2(長期譲渡所得の場合のみ1/2する)

一時 収入金額-必要経費-特別控除額(最大50万円)×1/2

※裏面の記載方法については、市民税課までお問合わせください。